

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和5年2月7日(火)
午前10時54分 開会 午前11時08分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議員 () は欠席

| | |
|---------------|---------------|
| ◎ 山本 香代子 (議長) | ○ 石川 邦夫 (副議長) |
| さんのへ あや | 二瓶 文隆 |
| 甚野 ゆずる | 小嶋 和芳 |
| 若林 しげる | 大嵩崎 かおり |

(2) 事務局職員

| | |
|-------------|---------------|
| 事務局 長 原 俊二 | 事務局 次長 栗原 真一郎 |
| 議事係 長 岩瀬 規恵 | 調査係 長 若林 克彦 |
| 庶務係 員 上田 紗代 | 議事係 員 飯島 龍一 |

4 議題等

(1) 議題

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 汚職防止対策等検討会最終報告書(案)について…………… | 1 |
| ② 次期の取組について…………… | 3 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 汚職防止対策等検討会最終報告書(案)
- ・資料2 次期の取組について
- ・参考1 他区の状況(政治倫理条例の制定)

午前10時54分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 ただいまから、第8回汚職防止対策等検討会を開会いたします。

本検討会では、昨年9月13日の設置から今日まで、汚職防止に向けた取組について、精力的に議論を重ねてまいりましたが、令和5年4月に統一地方選挙が予定されており、今期も残り僅かとなっております。

本日は、本検討会における最終報告（案）について協議するとともに、次期の取組について確認してまいりたいと考えております。

◎議題1 汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について

○山本香代子会長 では、早速、議題に入ります。

議題1「汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について」、事務局より説明を願います。

○事務局次長 それでは、議題1、汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について御説明いたします。

資料1をお開き願います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目、1、はじめにを御覧ください。

本検討会は、本区議会議員があっせん収賄容疑で逮捕・起訴されたことを受け、9月13日に設置されました。

検討会は、議長を会長、副議長を副会長とし、8名で構成され、必要に応じて外部有識者の御意見等もお伺いしながら検討を進めてまいりました。

本報告は、検討会における検討結果について最終報告するものでございます。

2、検討結果でございます。

検討会では、現職議員の逮捕・起訴を受け、まず第1に、議員活動ができない期間の報酬の取扱い等について早期に検討を進めることとし、議論を重ねた結果、逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合は、処分が解かれるまでの期間の報酬を支給停止とし、無罪となった場合には支給、有罪となった場合には不支給といたしました。

また、正当な理由なく一定例会期間中の本会議、委員会を全て欠席した場合は、翌月以降の議員報酬を支給しないことといたしました。

次に、２段落目に記載のとおり、現状把握のための議員アンケートを実施した上で現状の課題の整理を行い、今後の取組の方向性としまして、政治倫理の明文化、議員の倫理意識の向上、契約における不正防止対策の３点が必要であると整理し、議員との関わり方については、区の検討状況を踏まえ検討が必要であるとまとめました。

また、このうち、契約に係る不正防止につきましては、本事件を受け、早急に基準を示すことが必要であることから、遵守事項を定めることといたしました。

なお、下段の米印に記載しましたとおり、本検討会における議論を経て、議員報酬に関する条例改正につきましては、第３回定例会にて議員提出議案として上程し、10月21日に全会一致で可決、また、契約に係る不正防止のための遵守事項につきましては、12月20日の議会運営委員会にて決定されております。

次に、２ページをお開き願います。

３、次期の検討についてです。

検討会では、ただいま御説明いたしましたとおり、議員報酬等の条例改正や、契約に係る遵守事項を定めるなど、本事件を受けて、特に早期に取り組むべき事項について精力的に議論を進めてまいりました。

一方で、政治倫理の明文化や、議員の倫理意識の向上への取組につきましては、十分な協議が必要であることから、次期検討項目として整理したところでございます。

後ほど、議題２で、次期に検討すべき項目について改めて御協議、御確認いただきますが、終わりとして、選挙後、本区議会におきましても、新たな構成となる見通しではありますが、議員の政治倫理の確立と向上への取組を引き続き推進していくため、改選後速やかに体制を構築し、検討を進めていくこととするとまとめさせていただいております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 事務局からの説明は以上ですが、皆様から何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、最終報告については、資料1に記載してあるように進めていくことといたします。

◎議題2 次期の取組について

○山本香代子会長 次に、議題2「次期の取組について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○事務局次長 それでは、議題2、次期の取組について御説明いたします。
資料2をお開き願います。

1、次期に取り組むべき事項でございますが、先ほど御説明しましたとおり、「政治倫理の明文化」及び「議員の倫理意識の向上」の2点につきましては、十分な協議が必要であることから、次期検討事項と整理いたしました。ついては、この2点について、改選後、新たな体制の中で検討を進めていく必要があると考えております。

2、想定される主な検討・協議事項です。

こちら、実際は、新たな体制の中で御協議いただく内容ではございますが、政治倫理の明文化につきましては、本検討会でも必要性について多くの御意見がございました政治倫理条例等の制定が挙げられると考えられます。これらの議論を進めるに当たっては、制定までのスケジュールやパブリックコメント等の実施、そして、考え方の整理、こういった方向性で、そして、どのような内容を盛り込むかなどの整理が必要であると考えております。

もう一つの議員の倫理意識の向上に向けては、(2)にありますとおり、議員研修を実施することなどが挙げられると考えており、その際は、研修内容や実施方法などの整理が必要であると考えております。

そして、3、検討体制に記載しましたとおり、これらの議論を進めるに当たっては、まず、検討体制をお決めいただく必要が出てくると考えております。

なお、本日、政治倫理条例を制定している3区の検討状況をまとめた表を次ページに参考としてつけさせていただきました。3区とも、検討体制、検討機関、パブコメの実施の可否など、様々でございますが、次期検討に当たっては、これらを参考にしつつ、御協議を進めていただくことになろうかと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長　次期の取組については、選挙後の新たな体制で検討を進めていくこととなりますが、この時点で、皆様、何かございますか。

○大嵩崎かおり議員　昨年12月の資料の中では、職員との関わりの問題についても記載があったと思うんですが、今回、次期の検討の中にはそれが入っていませんが、これについては、どういうふうな扱いといいますか、取組になるのか、どういう考えか、お答えください。

○事務局次長　今現在、区の検討会でも、議員との関わり合いについて一定の基準を設けることの議論が進んでいると聞いております。

こういった区の対応を受けて、区議会としても今後、こういった政治倫理の条例の整備の中、あるいは研修等も実施が想定されますので、こういった中で、こういったところを注意していくべきか、そういった部分を御協議いただきながら、積み重ねていくものと考えてございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　もちろん不正な働きかけですとか、法に抵触するといったことは、やってはいけないことだというふうに思うんですけれども、理事者のほうが、議員との接触の在り方、どういうふうなことを出してくるのか、ちょっと分からないんですけれども、ある意味、そこでは私たち、行政をチェックする立場として踏み込んでいけないといけない場合も出てくるとは思うんですよね。

ですから、そこのせめぎ合いの部分も出てくるんじゃないかなというふうには思いますので、そこは議会としてはきちんと、区民の暮らしを守るという議会としての役割がありますので、そこは主張していくことも必要かなと思っています。ちょっとまた出てきてみないと、どういったものが出てくるか分かりませんので、いずれにしましても、次期に検討ということですが、あまりこれも時間をかけて、また次期のことなので、今、どうこうというのはあれですが、早急に、次期、検討できるようにしていくべきかというふうに思います。

以上です。

○さんのへあや議員　検討体制について伺います。

改選前ですので、現時点で、こういったところで、この検討体制を検討していくのかというところは、なかなか確定できないところはあるかと思うんですけれども、今現在、お考えになっているのはこういったところになるのでしょうか。

○事務局次長 改選後という形になりますので、まず、代表者会というものがござい
ますので、そういったところの議論から開始される形になろうかと考えてございます。
以上でございます。

○甚野ゆずる議員 よくまとめていただいたと思います。

ちょっと1点だけ確認しておきたいんですけれども、次期へ正式に申し送るとい
うのは、先ほどの最終報告書ということでしょうかね。それとも、今回のというところ
の資料2、この次期の取組についてといった資料も含めて改選後へ申し送るとい
うことになるという想定でしょうか。ちょっとその点だけ確認しておきたいと思います。

○事務局次長 今回、整理としましては、この最終報告書で今期の検討会としての最
終報告をまとめさせていただいたと。ただ、次期、こういうような取組の必要性とい
うのが引き継がれているという部分もございまして、そういった意味では、この両
面において、次期に引き継がせていただいて、次期でこれを基に御検討を進めさせ
ていただく流れになろうかと考えてございます。
以上でございます。

○甚野ゆずる議員 分かりました。報告書の中にも、最終報告の中にも、先ほど職員
との関わり方について、区での検討状況を踏まえて検討を進めるというような記載を
きちんと書いていただいているので、そこも含めて、今期の最後のこの部分を次期に
しっかりと引き継いでいくというか、申し送るといふか、ここは我々もそうですけれ
ども、事務局としても、しっかりそこは担保していただきたいなというふうに思いま
す。

以上です。

○小嶋和芳議員 今まで検討してきた内容が全て網羅されているというふうに考えて
おります。

ただ、今回、契約に関する不正防止対策が中心だったかなと思いますけれども、倫
理となりますと、非常に幅広くなりますので、やっぱり丁寧な議論を深めるのが重要

だと思います。そういう意味では、政治倫理の明文化、これはちょっと時間がかかるかなと思うんですが、研修におきましては、改選後、新しい方もいらっしゃるかなと思いますので、早く研修ができるような、そんな取組が必要ではないかと考えております。

以上です。

○石川邦夫副会長　　ちょっと1点だけ。

政治倫理条例の制定、今後の改選後の様々な中で、検討会をどうしていくかという議論はこれからになると思うんですが、気になるのは、議員研修の実施。これに関しては、実施方法とか研修内容をどうするかは、現状としてはあるんですけども、改選後に新しい方も出てきたりとか、当然、ベテランの方もいらっしゃると思うんですけども、この研修に関しては、正直言うと、こうしたもので内容を精査して取り組むよりかは、議員として、実際には、内容としては非常に大事なものになっていくので、研修の実施に関しては、今のうちから準備は多少できるかなと思っておりまして、改選後にちょっと早急にできるような体制を今のうちから準備していただいて、条例の制定に関しては、少し中身の検討が必要かなと思うんですけども、議員研修に関しては、早めに行っていくほうが得策かなと思うんですけども、その辺はいかがですかね。

○事務局次長　　具体的な日程や、その実施方法については、また改めて、先ほど申し上げたとおり、次期でまた再度、御協議をいただこうと思いますが、副議長がおっしゃるとおり、事務局といたしましては、研修をなるべく早くにという御希望でしたら、そういった御希望に沿えるように努力をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本香代子会長　　ほかによろしいですか。

ポイントは、やっぱり職員との関わり方だと思うんですけども、先ほどせめぎ合いと、また、折り合いをつけていかなきゃいけない部分、それがある程度でき上がって、分かってくると、この研修の内容が詰まっていくのかなという気もします。

いずれにいたしましても、次期の取組はこういった形によろしいですね。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　以上で本件を終了いたします。

○山本香代子会長　本日の案件は全て終了いたしました。なお、次回の検討会の開催日ですが、2月27日月曜日11時より、最終報告書をまとめるため、会議を開催させていただきます。

また、次回が最終の会議となるため、外部有識者のお二人にも御出席をいただき、御意見をお伺いする予定でございます。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　それでは、本日の会議を終了いたします。

午前11時08分　閉会